議案第1号

北上市職員定数条例の一部を改正する条例の専決処分について

職員定数の見直しに伴い、北上市職員定数条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年4月11日提出

北上市長 八重樫 浩 文

北上市職員定数条例の一部を改正する条例

北上市職員定数条例(平成3年北上市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
別表(第3条関係)		別表 (第3条関係)
区分	定数	区分 定数
[略]		[略]
議会事務局の職員	7人	議会事務局の職員 8人
[略]		[略]
公営企業の職員	17人	公営企業の職員 16人
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年3月30日

北上市長 八重樫 浩 文